

平成25年 5月10日

各 位

上場会社名 株式会社 名村造船所
代表者 代表取締役社長 名 村 建 介
(コード番号 7014 大証第一部)
問合せ先責任者 取締役専務執行役員社長補佐
井 関 延 行
(TEL 06-6543-3561)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年 5月10日開催の取締役会において、平成25年 6月25日開催予定の第114回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役に広く適任者を招聘し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第25条（社外取締役の責任限定契約）および第33条（社外監査役の責任限定契約）を新設するものであります。

なお、第25条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線 〃 は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役及び取締役会 ＜新設＞	第 4 章 取締役及び取締役会 (社外取締役の責任限定契約)
	第25条 当会社は、会社法第427条第 1 項の 規定により、社外取締役との間に、 同法第423条第 1 項の賠償責任に関 し、法が定める最低責任限度額を限 度とする契約を締結することができる。
第25条～第26条 ＜省略＞	第26条～第27条 ＜現行どおり＞
第 5 章 監査役及び監査役会 第27条～第31条 ＜省略＞ ＜新設＞	第 5 章 監査役及び監査役会 第28条～第32条 ＜現行どおり＞ (社外監査役の責任限定契約)
	第33条 当会社は、会社法第427条第 1 項の 規定により、社外監査役との間に、 同法第423条第 1 項の賠償責任に関 し、法が定める最低責任限度額を限 度とする契約を締結することができる。
第32条～第40条 ＜省略＞	第34条～第42条 ＜現行どおり＞

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）：平成25年 6月25日（火）

定款変更の効力発生日（予定）：平成25年 6月25日（火）

以 上